

【国際税務研究会 P・R 会員無料 Web セミナー】

「情報申告（GIR）」のポイントから考える グローバル・ミニマム課税の対応方法

～ミニマム課税の初歩から、情報申告まで～

令和 5 年度の税制改正で国際最低課税額に対する法人税(グローバル・ミニマム課税)が導入されました。所得計算ルール(IIR)は 2024 年 4 月 1 日から適用されます。注目されるのは、たとえ上乗せ課税が発生しなかったとしても、対象企業は「情報申告書」の提出が求められることです。情報申告書は、Global Information Return(特定多国籍企業グループ等報告事項等)とも呼ばれ、全世界の子会社に関する情報の記載が必要です。この情報申告の具体的な内容については、OECD から書式・記載事項等の内容が公表されており、記載事項は多岐にわたります。本Webセミナーでは、情報申告について、ミニマム課税の基礎に触れつつ、OECDの公表資料で示された記載事項や書式の内容について、ポイントを解説します。ミニマム課税の知識がまったくない方にも理解が可能であり、かつ実務に直結する内容です。是非、ご参加下さい。

<セミナーの主な内容（※項目は変更になることがあります）>

- 情報申告（GIR）の仕組み・要点
- グローバル・ミニマム課税の構造とそれに対応する情報申告内容
 - ①多国籍企業グループ等に関する情報、②セーフハーバーに関する情報、③国別国際最低課税額の計算過程
- 情報申告の記載事項・書式のポイント、留意点 etc

■ 開催日時

2023 年 12 月 12 日(火) 14:00～16:00 (接続開始:13:50)

■ 受講料

国際税務研究会 P・R 会員 – 無料、国際税務読者会員、研究会制度 S・G 会員 – 20,020 円(税込み)

■ 申込方法・セミナー詳細

下記のセミナー詳細・申込ページから必要事項をご入力の上、参加をご登録下さい。

(<https://www.zeiken.co.jp/seminar/rs/detail/4762>)

講師略歴

長島・大野・常松法律事務所パートナー 弁護士 南 繁樹 氏

1994 年東京大学法学部卒業。1997 年東京弁護士会登録。2003 年 New York University School of Law 卒業 (LL. M. in Tax Law) 卒業。2010 年東京大学法学部非常勤講師 (法と経済学)。2022 年経済産業省 最低税率課税制度の国内法化に向けた論点勉強会委員。

専門は M&A 及び税務。税務の経験分野は、移転価格税制、国際的組織再編、租税条約、国内国外投資ファンド、源泉所得税、法人税全般、金融商品、相続税、消費税等の全般に及ぶ。税務訴訟、審査請求 (国税不服審判所)、税務調査、当局との事前相談、相互協議、税務意見書の作成、取引に関する事前アドバイスなど、様々な局面に豊富な経験を有する。

月刊国際税務 2023 年 11 月号「グローバル・ミニマム課税に関する執行ガイダンスの要点」、10 月号「グローバル・ミニマム課税に関する情報申告(GIR)の概要」、4 月号「国際最低課税額に対する法人税に関する経過的セーフハーバー」、2022 年 5 月～7 月号に GloBE ルールの規則・コメントリーに係る解説を執筆。